

新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業

事業目的

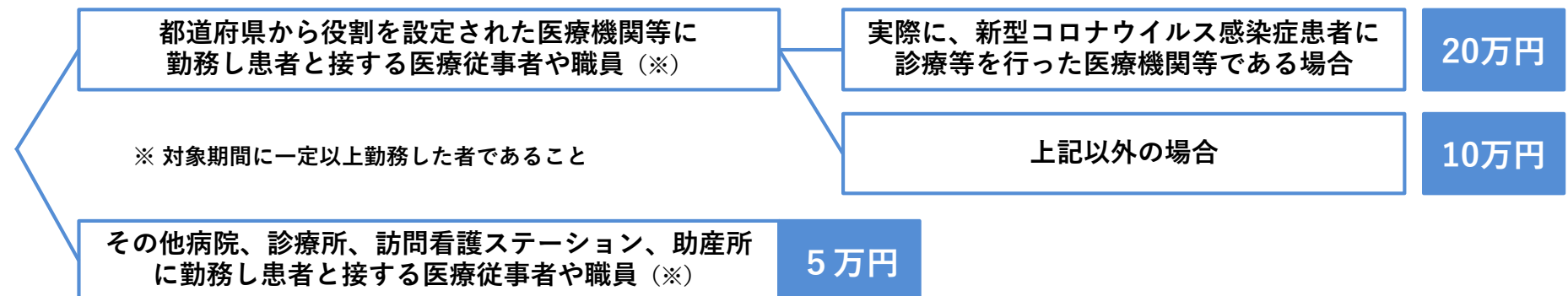
- 新型コロナウイルス感染症への対応において、医療機関の医療従事者や職員は、感染リスクと厳しい環境の下で、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事している。
- こうした新型コロナウイルス感染症の拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、治療を業務として行う医療機関の医療従事者や職員に対し、慰労金を給付する。

事業内容

新型コロナウイルス感染症に対する医療提供に関し、都道府県から役割を設定された医療機関等（※）に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として最大20万円を給付する（その他病院、診療所等に勤務し患者と接する医療従事者や職員に対し、慰労金として5万円を給付する。）

※重点医療機関、新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れる医療機関、帰国者・接触者外来設置医療機関、PCR検査センター等

（給付額）



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円